

岡山労働局発表
令和8年6月29日

報道関係者 各位

【照会先】岡山労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 藤本 善久
室長補佐 松本 康美
電話 086-225-2017

「職場のハラスメント対策強化とパート・有期雇用ルール改正 周知キャンペーン」を実施します

～事業主によるカスタマーハラスメント・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化、改正同一労働同一賃金ガイドライン等の対応についての周知～

岡山労働局（局長 森實久美子）は、7月1日～9月30日を集中期間として、「職場のハラスメント対策強化とパート・有期雇用ルール改正 周知キャンペーン」を実施します。
具体的な取組は次のとおりです。

- ① 「令和8年度カスタマーハラスメント防止対策等説明会」の開催
 - 日 時：令和8年8月28日（金）14：00～16：00
 - 場 所：おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原 255）
 - 参加費：無料（事前申込必要）
- ② 特別相談窓口の設置
 - 労使からハラスメント、同一労働同一賃金に関する相談を受付
- ③ 接客業関連団体等へ周知協力の要請を実施
 - カスタマーハラスメントの問題が発生しやすいと考えられる業界団体に周知協力を要請

（※キャンペーンの詳細は別紙のとおり）

令和8年10月1日より、すべての企業に対してカスタマーハラスメント防止対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策を講じることが義務化されます。

また、同じく10月1日よりパートタイム・有期雇用労働法に基づく同一労働同一賃金ガイドラインが改正され、新たに手当、休暇などの考え方が示されたため、対応が求められることになりました。

本キャンペーンは法改正への対応として、岡山労働局が独自に実施する取組です。事業主は同時期に複数の法改正への対応が必要となるため、施行までの間に法律・指針のポイントをお伝えし、自社の雇用管理の状況を点検・確認の上、必要な改善に向けた取組を自主的に行っていただけるよう、キャンペーン期間中に周知、支援を集中的に行うこととしたものです。

「職場のハラスメント対策強化とパート・有期雇用ルール改正 周知キャンペーン」を実施します！

別紙



岡山労働局では、

- ・カスハラ防止・求職者等セクハラ防止対策の義務化
 - ・同一労働同一賃金ガイドラインの改正等
- の対応に係る周知について、以下のとおり取り組みを実施します。

1 説明会の開催

- ・対象：管内の事業主
- ・テーマ：カスハラ・求職者等セクハラ防止対策、
同一労働同一賃金ガイドラインの改正
- ・日時：8月28日（金）14：00～16：00
- ・場所：おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原255）



2 特別相談窓口の設置

- ・対象：事業主、労働者、求職者
- ・内容：カスハラ・求職者等セクハラ防止対策、
改正同一労働同一賃金ガイドラインに関する相談
- ・場所：岡山労働局 雇用環境・均等室 相談ブース
（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎3階）
- ・受付時間：祝日を除く月～金曜日、9：30～17：00



3 関係団体への要請

- ・内容：カスハラ・求職者等セクハラ防止対策、
改正同一労働同一賃金ガイドラインの対応要請
- ・対象：主に接客業を営む事業主団体
- ・開始時期：7月13日より順次実施。



ハラスメント防止関係
（岡山労働局HP）



お問い合わせ：岡山労働局 雇用環境・均等室
岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎3階
TEL:086-225-2017

同一労働同一賃金特集ページ
（厚生労働省HP）



岡山労働局

令和8年度カスタマーハラスメント 防止対策等説明会

定員
140名

事前
予約制

参加費
無料

～NOカスハラ！NO求職者等セクハラ！同一労働同一賃金制度拡充！～

2026年
10月1日より

- ◆カスタマーハラスメント（カスハラ）対策が義務化
- ◆求職者等に対するセクシュアルハラスメント（求職者等セクハラ）対策が義務化
- ◆同一労働同一賃金ガイドラインの改正

日時

2026年 **8/28** (金) 14:00～16:00 (受付開始 13:00)
※申込〆切：8月21日 (定員に達し次第〆切)

会場

おかやま西川原プラザ 2階大会議室
(岡山市中区西川原255番地)



プログラム

- ① 職場におけるハラスメント対策について
(カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシャルハラスメント)
- ② 同一労働同一賃金ガイドラインの改正等について
- ③ 改正女性活躍推進法について
- ④ 両立支援等助成金について

対象

企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法

「あかるい職場応援団」（厚生労働省が運営するポータルサイト）からお申し込みください。

※定員の都合上、各企業1名でのご参加をお願いいたします。

「あかるい職場応援団」HP



お申込みのURL↓

(https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/)

法改正のポイントについてはリーフレットの裏面へ



説明会に関する
お問い合わせはこちら

岡山労働局雇用環境・均等室

086-225-2017 (受付時間 平日8:30～17:15)

◆法改正のポイント◆

カスタマーハラスメント対策

カスタマーハラスメントって？

①顧客等の言動であって、②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの①～③を全て満たすものをいいます。

事業主は以下のハラスメントを防止する措置を講ずる必要があります。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- ハラスメント発生後の迅速・適切な対応
- 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
- そのほか併せて講ずべき措置

※詳細については説明会でご説明します。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策

求職者等に対するセクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講等を指します。

事業主は以下のハラスメントを防止する措置を講ずる必要があります。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- ハラスメント発生後の迅速・適切な対応
- そのほか併せて講ずべき措置

※詳細については説明会でご説明します。



【参考】厚生労働省HP
「職場におけるハラスメントの防止のために」

パートタイム・有期雇用労働法の変更点

- 雇い入れ時の労働条件明示事項の追加
- 「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正
- 雇用管理の改善等に関する措置内容の変更

※詳細については説明会でご説明します。



【参考】厚生労働省HP
「同一労働同一賃金特集ページ」